

# 岡山県における集落営農組織化の動向

秋 葉 節 夫

広島大学大学院総合科学研究科

## Trend of organization of community farming in Okayama prefecture

Setsuo AKIBA

Graduate School of Integrated Arts and Sciences, Hiroshima University

### Abstract

In the rural area of Okayama prefecture, agricultural population has undergone a constant decrease and aging for years. Recently, community farming is attracting more attention as a possible countermeasure to such circumstances. In Japan, community farming is defined a model of agricultural production in which a group of farmers in a village signs a contract of coalition and integration of production process in order to secure and effectively use the farmland. In this paper two approaches of community farming are examined in detail. One is developed in Miwa district in Sōja city in which one type of group production was initiated to deal with the governments request to fulfill so called crop conversion. Another is an example in Horisaka district in Tsuyama city in which the corporation of collective farming was formed to promote infrastructure development for vitalization of agriculture. Both cases, according to my field survey, share a common trait. That is, the existence of a close-knit community is the main backbone of support for the relatively successful result of their production.

### I はじめに

集落営農の現在の全国的な到達水準を、農林水産省「集落営農実態調査報告書」（2011年）で見ると、都府県の集落営農を構成する農業集落が27,800に達しており、その全農業集落132,041に占める割合（集落営農構成農業集落割合＝構成農業集落割合）が、はじめて20パーセントを超えた（21パーセント）という点が特筆できる。同様に、集落営農が集積する農地が経営耕地面積に占める割合（集落営農集積農地面積割合＝集積農地割合）

が17パーセント、集落営農を構成する農家の総農家に占める割合（集落営農構成農家割合＝構成農家割合）が22パーセントとなっている。しかし、その地域間の格差の大きさにも注目しておくなければならないのである。

構成営農集落割合について見ると、佐賀県の77パーセント、滋賀県の61パーセントをはじめとする30パーセントを超える12県に対して、1ヶ台の割合の19道府県という地域間の格差である。高いのは、福島県を除く東北5県、北陸の富山県、福井県、中部・東海の長野県、岐阜県、近畿の滋

賀県、京都府、兵庫県の3府県、中四国では、広島県、香川県の2県、九州では福岡県、佐賀県、熊本県、大分県の4県である。逆に低いのは、関東では埼玉県を除く6都県、中部・東海では、山梨県、静岡県、愛知県の3県、近畿では、大阪府、奈良県、和歌山県の3府県、中四国では、岡山県、徳島県、愛媛県、高知県の4県、九州では、長崎県、鹿児島県、沖縄県の3県となっている<sup>(1)</sup>。もちろん、例外も少しあるが、集積農地割合、構成農家割合においてもほぼ同様の傾向を確認することができる。

ところで、以上の集落営農は、単に個人（家族）の利益のみを契機としたものではなくて、集落構成員の協力のもとでおこなわれる共同性（共益）、さらには集落の農地を適切に守ることによって、地域の生活や秩序を維持しようとする公益性を含んだものである。近年では、こうした公益性にも関心が払われつつあるといえる。その内容は、集落営農が生産活動し、収益をあげながら農地を守るといふ点にとどまらず、水や環境をはじめとした地域資源の管理、さらには地域の自治にまで関与する動きもある。こうした点を踏まえて、楠木は、現代の集落営農を「農業をはじめ地域が直面している諸問題を解決し、人々が張り合いを持って働き、いきいきと暮らし続けるようにするため、地域や集落で相談し、話し合い、知恵を出し合っ取りくむ協同活動」と定義したうえで、「地域環境の維持・保全」「生産活動」「暮らしの協同活動」という「三位一体的構造」で結合された「社会的協同経営体」と規定している<sup>(2)</sup>。もちろん、集落営農は多様に展開しており、集落や地域で重要な主体として位置づけられている。既述の集落営農の全国的展開はそれを物語っているわけである。しかし、同時に、そうした意義を担った集落営農が低調な府県もある。本稿が対象とする岡山県も、平成22（2010）年時点で法人数は44であり、広島県の220に比べて格段に少ないのである。それでも、単に品目横断的経営安定対策（現水田・畑作経営安定対策）への対応にとどまらず、中山間地域を中心として集落営農組織化（法人化）が進んできているのである<sup>(3)</sup>。

後述するように、岡山県の農業構造の現状を見

ると、全体として、農業就業人口の減少・高齢化と耕作放棄地の発生等のなかで、地域農業の担い手を個別経営に求めるだけではなく、集落営農にも求めざるをえないことは自明である。そこで、集落営農の法人化を担い手問題の一つのあり方として捉えて、つまり集落法人の意義を評価し、それが岡山県の農山村地域における農家の生産と生活、また地域生活・環境にどのように関わり合うかを、集落法人の展開として明らかにしてみたい。具体的には、岡山県総社市に位置する「三輪地区営農組合」と津山市に位置する農事組合法人「アグリ堀坂」を事例として検討し、岡山県における集落営農組織化（法人化）の展開の可能性と課題を明らかにしてみたい<sup>(4)</sup>。

## Ⅱ 岡山県の農業と集落営農数の推移

まず、岡山県の農業の概況を見てみる。表1は、農家の高齢化の状況を示したものである。農業就業人口が平成2（1990）年に比べると、平成22（2010）年では半減していることがわかる。また、農家の平均年齢も平成22（2010）年には69.9歳になり、高齢化が進んでいる。表2は、農家数の推移を示したものである。総農家数は平成7（1995）年以降、100,000戸を下回り、平成22（2010）年には73,498戸に減少している。主業農家数も減少して、平成22（2010）年には4,731戸に減少している。他方、新規就農者の推移を示したものが表3である。これを見ると、年間平均112人を確保しており、毎年目標である110人を越えている。その意味では、新規就農者の確保はある程度順調にしているといえる。また、そのなかでは県外からの新規参入者も一定数確保しており、こうした新規就農者が地域の農業の担い手として育ちつつあるわけである。

ところで、表4は、認定農業者等担い手の数の推移を示したものである。これを見てみると年ごとの認定農業者数にはあまり変動はないが、「新規認定」の項を見てみると、年平均200経営体を新規認定していることがわかる。しかし、それでうまくいっているかということ、必ずしもそうではない。表4には示してはいないが、認定農業者の

表1 農家の高齢化の状況 単位：人

区分	H2	H7	H12	H17	H22
農業就業人口	112,103	100,717	93,415	79,528	59,570
平均年齢（歳）		62.3	64.2	66.2	69.9

注：農林業センサス各年次

表2 農家数の推移 単位：戸

区分	H2	H7	H12	H17	H22
総農家数	110,451	100,246	90,053	81,786	73,498
販売農家数	80,459	71,870	62,732	51,709	44,228
主業農家数	11,144	9,324	5,577	4,770	4,731

注：農林業センサス各年次

表3 新規就農者の推移 単位：人

区分	H17	H18	H19	H20	H21	H22
新規就農者	115	101	114	114	118	113
学卒	45	30	10	10	20	20
Uターン（農家出身）	53	51	80	83	73	75
新規参入（非農家出身）	17	20	24	21	25	18

注：農産課調べ

表4 認定農業者等担い手数の推移 単位：経営体

区分	H17	H18	H19	H20	H21	H22
認定農業者	3,328	3,333	3,336	3,357	3,369	3,347
うち新規認定	164	243	267	231	174	182
うち法人	143	166	167	192	199	214
基本構想水準達成者等	44	103	101	100	99	125
合計	3,372	3,436	3,437	3,457	3,468	3,472

注：農産課調べ

表5 農業産出額の推移 単位：億円

区分	S40	S50	S60	H10	H19	H20	H21
農業産出額	695	1,827	1,978	1,487	1,215	1,294	1,249

注：農林水産省農林水産統計各年次

表6 価格指数の推移 平成17年=100

区分	H17	H18	H19	H20	H21
農産物価格（総合）	100	102.9	97.6	97.7	95.7
生産資材価格（総合）	100	102.2	105.6	113.6	111.3

注：農林水産省農産物価指数各年次

表7 耕作放棄地面積の推移 単位：ha, %

区分	H2	H7	H12	H17	H22
耕作放棄地面積	7,101	7,205	9,555	10,517	11,075
耕作放棄地率	9.1	10	14	16.7	18.4

注：農林業センサス各年次

表8 集落営農組織の育成状況（H23年末）

区分	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
組織数	143	161	178	188	203	215	221
うち法人等	6	11	23	27	36	37	44

注：農業普及指導センター調べ

表9 県民局別の集落営農組織数

区分		H20	H21	H22
備前局	組織数	42	44	44
	うち法人等	4	4	4
備中局	組織数	57	60	62
	うち法人等	9	8	8
美作局	組織数	104	111	115
	うち法人等	23	25	32

注：農業普及指導センター調べ

表10 所得補償制度等への加入状況

区分	水田経営所得安定対策	戸別所得補償モデル対策
	平成21年度	平成22年度
法人	14	18
任意組織	13	30
計	27	48

注：農業普及指導センター調べ

36パーセントが65歳以上である。つまり、認定農業者等担い手が高齢化してきているわけである。後に集落営農数を示すが、その数の推移は、こうした高齢化も反映しているのである。

それでは、こうした特徴を持つ岡山県の農業はどの程度の農業産出額を示しているのだろうか。表5は、農業産出額の推移を示したものである。これを見ると、昭和59（1984）年をピークとして、近年では減少してきている。平成21（2009）年時点では、1,249億円となっている。岡山県の予測によると、平成32（2020）年には1,000億円に低下するものと見込まれている。表6は、農産物価の全国の指標である。岡山県の集計はないが、参考までに示しておく。この表6を見ると、農産物の販売価格は、平成17（2005）年を100パーセントとすると、平成21（2009）年は95.7パーセントであり、4.4パーセントの減少である。また、生産資材の価格は、同じく平成17（2005）年を100パーセントとすると、平成21（2009）年は111.3パーセントであり、11.3パーセントの増加となっている。つまり、販売価格は減少したが、生産資材は価格が増加しているということである。この意味でも、農業の危機という点が明らかとなってくる。こうしたなかで、県内の耕作放棄地の状況はどのようなものであるか。表7は、耕作放棄地面積の推移を示したものである。これを見ると年々耕作放棄地面積が増加しており、平成17（2005）年

と比べてみると、平成22（2010）年では、5.3パーセント増加している。耕作放棄地率も20パーセントに近づいており、何らかの形で農地保全をおこなっていくことが急務であることがわかる。

以上のように、岡山県の農業においても、農業従事者の減少や高齢化により、耕作放棄地が発生する等、地域農業の維持が危ぶまれている。こうしたなかで、岡山県の農業を将来にわたって持続的に発展させていくためには、大規模な認定農業者や集落営農が農業生産を担う農業構造に転換していく必要がある。認定農業者の推移はすでに示したので、ここでは、集落営農の組織化の推移を見ていくことにする。表8は、集落営農組織の育成状況を示したものである。これを見ると、組織数でも法人数でも着実に増加してきている。岡山県としても、集落営農の組織化、法人化に取り組む初めており、県独自の方策として、「集落営農集中支援活動事業」（平成21年～23年）、「集落営農育成事業」（平成22年～25年）、「集落営農推進事業」（平成22年～25年）をおこなっている<sup>6)</sup>。しかし、同じ中四国地方でも、広島県の集落法人数220に比べて、平成22（2010）年時点で44である。これはもともと岡山県の農業は平均耕地面積が大きく、個別経営が多かったという点にも起因する。しかしながら、中山間地域を中心として、農業従事者の減少・高齢化とそれにとまなう耕作放棄地の増加という傾向に対して、同じく集落営



農の組織化が課題となってきたのである。表9は、県民局別の集落営農組織数を示したものである。これを見てみると、平野部である備前、備中局は法人数が少ないが、美作局、つまり中山間地は一貫して、集落営農数が増加している。これを見ても、岡山県の農業が直面している問題の一端を理解することができる。最後に、表10は、戸別所得補償制度等への加入状況を示したものである。これを見ると、「水田経営所得安定対策」でも「戸別所得補償モデル対策」でも法人が多く加入していることがわかる。その意味で、集落営農組織化は、国の農業政策への対応という側面も持っている。しかし、それだけではなく、農業の新たな担い手として、地域農業の持続と発展に貢献しうる側面も持つわけである。以下では、以上の岡山県の農業と集落営農数の推移を踏まえたうえで、二つの集落営農組織化の試みを示して、岡山県での集落営農組織化の動向を探ってみたい。

### Ⅲ 転作対応を中心とした集落営農組織化—総社市三輪地区—

ここでは、まず平野部に位置する「三輪地区営農推進組合」を検討してみる。「三輪地区営農推進組合」が位置する総社市は、岡山県の南部にあり、東は岡山市、南は倉敷市と隣接している。三輪地区は、総社市の南端に位置する近郊農業地帯であるが、中心市街地からも近いことから、周辺の地域で宅地化が進行している。また、地区内および周辺に南北、東西に主要道路が整備されており、総社市内や倉敷市への通勤が便利なことから、安定兼業化が著しく進んでいる。三輪地区は、総戸数110戸、うち農家戸数は54戸（うち専業は酪農1戸）である。耕地面積は34ヘクタール（水田

33ヘクタール、畑1ヘクタール）で、一戸当たりの平均水田面積は61アールである。表11は、水田経営面積規模別農家数を示したものである。これを見ると、大半の農家が1ヘクタール未満であり、1～2ヘクタール農家は8戸のみである。表12は、平成23（2011）年の主要作目を示したものであるが、これを見ると、「稲WCS」7ヘクタール、「飼料米」8ヘクタールを除くと、「ビール麦」24ヘクタール、「大豆」22ヘクタールと転作作目が主要なものとなっている。要は、「三輪地区営農推進組合」は、転作対応の「作業受託型」の集落営農であることがわかるわけである。以下、この「三輪地区営農推進組合」の設立の経緯と組織の概要を検討してみたい。

東西に隣接する旧清音村（現総社市）では、早くから圃場整備が実施されていたのに対し、三輪地区の圃場は狭小未整備で、農道に接していない（軽4トラックが入らない）水田が多かったので、作業効率がきわめて低く、転作作物の定着も困難であった。農家の安定兼業化、農業従事者の高齢化が進むなかで、このような圃場条件では、水田の管理ができなくなる恐れがあるので、危機感を抱いた集落リーダーが昭和50（1975）年代から圃場整備の必要性を唱えていた。各種事業を検討するうちに、全国で数箇所モデル的に実施される「高度利用集積圃場整備事業」は、工事期間が短く、補助率も高い等条件が良かったために下三輪集落と隣接する清音村の農家の合意を得ることができた。圃場の面的な工事は、昭和61（1986）年、62（1987）年の二年間で完了することができた。下三輪集落の水田には清音村の入作田がかなり混在していたが、換地をすることで清音村の農家の水田は圃場整備区域の南端にまとめることができた。昭和62（1987）年から一部水稻の作付が

表11 水田経営面積規模別農家戸数（H14）

面積 (ha)	～0.5	0.5～1.0	1.0～2.0	3.0～4.0	合計
戸数 (戸)	24	21	8	0	54

注：農林業センサス

表12 主要作目 (ha,H23暫定値)

稲WCS	飼料米	ビール麦	小麦	大豆
7	8	24	8	22

注：農林業センサス

可能となったが、当初は従来通り集落個別農家で作付をおこなう予定であった。しかし、実際に従来保有していた小型農業機械では、ぬかり込んで作業が困難であったため、機械販売店から乗用4条田植え機を実演機として借りて田植え作業をおこなった。1ヘクタールの大区画水田が実際に出来上がってみると、どの農家も大型機械の導入の必要性を感じ始めることになった。このような状況を受けて、現組合長を中心とした集落リーダーにより集落内の合意形成の話し合いが精力的におこなわれた。この結果を受けて、昭和62（1987）年7月、大型機械の共同利用や転作の集団栽培に取り組むために下三輪集落の全農家54戸が参加した「三輪地区営農推進組合」が結成されることになった<sup>6)</sup>。

組織の種類は民法上の任意組合（集落ぐるみ型）であり、経営体の構成は、「理事」11名（組合長1名、副組合長2名、部会長6名 水稲、麦作、大豆、機械、園芸、IT）、「監事」2名の他、「幹事」2名（書記1名、会計1名）からなっている。役員の内任期は3年である。以上の13名の役員が作業受託し、転作の集団栽培等の事業推進に当たっている。集落内の9割に及ぶ農地で、水稲、麦、大豆の作業受託をおこなっている。組織運営タイプは「作業受託型」であり、営農組合のオペレーターが大型機械を使用し、水稲、麦、大豆作の全作業をおこなっている。とくに、転作の集団栽培として取り組んだ麦・大豆は、営農組合の基幹作物として定着している。

また、二条大麦や小麦の種子採取用の作付もおこなっている。個人で機械導入（更新）はおこなわずに、組合で大型高性能機械を導入している。その際、作業受託料金を低く設定することで、多くの農家に利用してもらい、個人所有機械をなくしていく努力がなされているのである。表13は、受託作業別受託料金を示したものである。これを見ると、いずれの受託作業料金も他地区の一般料金のほぼ半額であることがわかるのである。なお、麦・大豆の栽培はすべて組合で受託し、組合は組合員から作業料金、資材費やオペレーター賃金を徴収する。地権者の作業としては、畦畔の草刈である。生産物はすべてプールで計算し、面積割りで個人へ精算している。水稲の場合は、組合は育苗と乾燥・調整を除く機械作業を受託している。基肥散布、田植え後の中間管理作業（除草剤散布、水管理、病害虫防除、追肥）は個人でおこなっている。一時、大豆・麦の輪作体系を主体に水稲はほとんど作業受託していなかったが、大豆の連作障害対策や市役所からの学校給食用の米供給（特別栽培米）の要請にもとづいて水稲の作付面積が徐々に増加してきて現在に至っている。また、平成21（2009）年度からは、飼料用の水稲についても作付を始めているのである。

集落内はほとんどが兼業農家であり、当初はオペレーター不足も心配されたが、随時定年退職者を中心に育成をおこなって、現在すべて60歳以上で7名を確保している。賃金単価はオペレーター

表13 作業料金

単位：円/10a

受託作業名		料金	他地区の一般料金
水稲	育苗	500/箱	
	耕起	3,000	6,000～10,000
	代掻き	3,000	5,000～10,000
	田植	6,000	9,000～13,000
	収穫	10,000	18,000～24,000
麦 (～H11)	播種	2,500	5,000～9,000
	収穫	6,000	10,000～18,000
大豆 (～H11)	播種	2,500	
	中耕	5,000	
	収穫	7,000	

注：上記の料金は他地区で作業受託をおこなった時に適応される。

地区内については、平成12年から麦、大豆についての機械作業中間管理作業は組合が受託しており、組合員には資材費やオペレーター賃金などの実費請求となる。

一般料金は、県下の個人相対またはJA直営の料金。

1200円/時、事務は700円/時となっている。また、オペレーターは全員大型特殊免許を取得しているのである。こうして、順調に育成してきた「営農推進組合」であるが、オペレーターについては、すでに述べたように、60歳以上の定年退職者を中心に確保してきているが、地域の若い世代にも積極的に集落営農の活動に参画を促す意味で勤労者青壮年のなかからも新たなオペレーターの確保・育成が課題となっている。また、乗用管理機の導入による水稲、大豆・麦で中間管理作業の省力化、軽労働化を図っているが、更に省力化を図るために、新技術の導入・拡大が課題となっている。大豆栽培圃場のほとんどが10年程度連作となり、連作障害も予測されるため、堆肥施田による土づくりや雑草作業を兼ねて、平成22（2009）年から新規需要米栽培（稲WCS、飼料米）に取り組んでいるが、これを安定軌道に乗せることが必要である。もちろん、任意組合としての活動を確立してきたのであるが、以上の課題を解消すると同時に、「新たな経営安定対策等」への対応から、法人化の検討を始めている。現在、地区の座談会やアンケート調査などもおこないながら、法人化への切り替えが考えられているわけである。予定では、平成24（2012）年3月に設立することとなっている<sup>7)</sup>。

#### IV 基盤整備を契機とした集落営農組織化—津山市堀坂地区—

次に、中山間地に位置する農事組合法人「アグリ堀坂」を検討してみる。「アグリ堀坂」が位置する津山市は、岡山県の北東部にあり、北部は鳥取県境と接する標高1000～1200メートルの中国山地南面の傾斜地、南部は標高100～200メートルの津山盆地となっている。堀坂地区は、津山市中心部より北東部12キロメートルのところに位置し、岡山県三大河川吉井川の支流加茂川の清流に恵まれ、交通については、JR因美線および南北と東につながる主要県道を擁し、山村部としては交通の便に恵まれた地域である。堀坂地区は、世帯数140戸、人口540人の集落で、農家は84戸、水田を中心とした兼業農家が大半である。地区外から

の耕作農家は17戸である。農地は約50ヘクタールであり、後述する平成13（2001）年度から始まった基盤整備事業によって、地区の90パーセントに相当する45ヘクタールがこの事業に該当して、田34ヘクタールの圃場は、40アール、50アールの大区画圃場に整備されて、平成19（2007）年度に完成している。

ところで、この平成13（2001）年度からの国の「経営体育成基盤整備事業」で圃場整備を始めるに当たり、平成12（2000）年に「堀坂圃場整備組合」を設立し、平成19（2007）年で竣工した。しかし、工事完了までに、担い手条件（集落営農法人の設立）をクリアする必要があったことから、先進地の事例を参考に法人化まで3年程度の期間を設けることとして、任意の営農組合を設立することとした。その際には、主に農機具の保有、後継者状況等をアンケート調査し、また設立の趣旨、規約、組織図等を検討してきた。これをもとに、平成15（2003）年3月、組合員88名（堀坂80名、地区外8名）をもって任意の「堀坂営農組合」を設立した。これを契機に、地区内に6つあった転作組合をひとつにまとめ、経営確立助成金「土地利用集積型」を通じた全面受託による大豆の団地と、平成16（2004）年度では単県地域農業システム化事業によって、トラクター、田植機、コンバイン、防除機等の大型機械を導入し、平成17（2005）年度では、ミニライスセンターを建設し、これらを通じて水稲の基幹作業受託をおこなったのである<sup>8)</sup>。

その後、効率的・安定的な農業経営ができる集落営農の法人化を目指して、平成17（2005）年1月に発起人10名を選任し、岡山県農業会議所が主催する法人化リーダー養成講座を受講した。そして、農業普及指導センターや全農の協力を得ながら設立準備会議、地区への説明会やアンケート調査等を実施するとともに、組織の名称を公募で決めるなど地区全体の合意形成をおこなってきた。その結果、「堀坂営農組合」を母体として、4集落88戸が参加して、平成18（2006）年3月に、農事組合法人「アグリ堀坂」を設立したのである。なお、法人設立に併せて、農用地利用改善団体として「堀坂農用地利用組合」を設立している。また、平成18（2006）年12月に、特定農用地利用規定の



設定を受けて、「特定農業法人」の資格も取得している<sup>(9)</sup>。

この「アグリ堀坂」の組織は、役員10名（理事8名、監事2名）からなり、代表理事と副代表を置くとともに、副代表のもとに「企画部」、「営農部」、「普通作部」、「特作部」、「機械部」、「会計」の6部を置いている。なお、「協力組織」として、「シルバー部」（お飾り作り）、「女性部」（豆腐・モチの製造）、「ブロッコリー部」（ブロッコリーの生産）を置いている。利用権設定面積48ヘクタール、農作業受託延面積26ヘクタール（平成19年度）であり、主要作物面積は、水稻27ヘクタール、大豆13ヘクタール、野菜1.3ヘクタール（平成19年度）である。表14は、各種作業料金を示したものである。これを見ると、作業受託料（構成員）は、「育苗」11,800円/10アール、「荒起こし」4,000円/10アール、「代掻き」4,000円/10アール、「防除」4,000円/10アール、「刈り取り」16,000円/10アール、「乾燥・調整」1,000円/60キログラムとなっている。利用権を設

定した農地の「小作料」は圃場整備田13,000円で、管理料は、「水管理」1枚×2,000円+10アール×2,000円、「畦畔草刈」は10アール×30,000円となっている。平成22（2010）年度の収支を見てみると、「売上高」23,648,000円、「売上原価」25,426,000円で、「売上総利益」は1,778,000円のマイナスである。したがって、「営業利益」も262,000円のマイナスである。しかし、「営業外収益」が14,500,000円あり、「経常利益」は9,139,000円となっている。つまり、「奨励金」や「助成金」をもって、はじめて黒字となっているのである<sup>(10)</sup>。

この「アグリ堀坂」の農地の集落の農地に占める割合は、60パーセントであり、堀坂地区全体をひとつの農場と見なし、法人が一括して作付計画を立てている。平成18（2006）年に圃場整備の造成工事が完了し、営農組合が法人化したことで、農地の利用権設定が可能となって、転作の達成と併せて団地集積化による作業効率の向上、品質管理の面から、ブロックローテーション方式を取り

表14 平成23年度 各種利用料金表

作業名	作業内容	料 金	備 考
ロータリー耕起	荒起し 二番起し	4,000円 4,000円	10aあたり 10aあたり
ハロー代掻き		4,000円	10aあたり
水稻苗	1箱	600円	予約が必要です
田植え			作業受託は受けません
田植えセット価格	コシヒカリ アキタコマチ ヒノヒカリ	24,000円 24,000円 26,000円	10aあたり 苗付・箱剤・肥料・除草剤込み
コンバイン刈取	運搬料込み	1,600円	10aあたり 倒伏加算あり
草刈り	時間当たり	1,500円	作業員の1時間当たり料金
溝堀り	1m当たり	30円	
防除	無人ヘリ	4,000円程度	10aあたり 別途案内
ライスセンター 利用料	乾燥調整	基本60kg1,000円 水分15%以上1%増すごとに110円加算。但し水分加算最低額は18%とする。また、もち米は基本料金200円アップとする。	
粳・玄米運搬	一袋につき	100円	30kg袋
【農機の貸出】			
管理機 斜面草刈機	半日	1,000円	一輪車・二輪車各1台あり 草刈機3台あり
溝切機		無料	
小作料 (利用権を設定)	圃場整備田 未整備田	13,000円 10a以上6,500円 10a未満5,000円	10a程度の面積で大型機械の搬入 可能な田を基本とする
管理料	水管理 畦畔草刈	1枚×2,000円+10a×2,000円 10a（耕地面積－水張面積）×30,000円	年3回以上

注：上記の料金に消費税が加算されます。

アグリ堀坂資料



入れている。現在は、地区内をABCの三ブロックに分け、毎年一ブロックを転作田として1年間の利用権設定をおこない、「アグリ堀坂」が全面的に対応している。また、女性の労働力を生かすために、すでに述べたように、女性によるブロックリー栽培にも取り組んでいる。さらに、特徴的な取り組みとしては、圃場整備の進捗に併せて、整備された畦畔・農道法面に補強と草刈の軽減を目的として、センチピードグラスの植栽に取り組んでいるのである。

ところで、以上の法人化のメリットとしては、規模拡大で農業機械等による効率的な農作業がおこなえるようになり、農家個々の農作業時間が減少している。また、農家個々での農業機械の購入が不要になり、経費の削減にもつながっている。しかし、現在は役員10人を含む14人でオペレーターを務めているが、その役員の労働時間が加重になり、そのため、役員報酬の単価の引き上げが検討されているのである。また、圃場整備により、畦畔の面積が増加したため、畦畔管理の作業時間が増加した。そのため、すでに述べたように、グランドカバープランツを導入して、畦畔管理の省力化に努めている。役員の定年制は70歳であり、主旨としては企業等の定年後10年頑張ってもらおうということであるが、実際には次期役員の育成が急務となっている。このため、定年退職を控えた人に組合の作業に参加してもらおうことで、次期役員候補（後継者）の育成を目指している。現在では、隣接地域から水稲作業委託の依頼が増加してきており、これに対しては利用権の設定をおこない、経営規模を拡大していく予定である。しかし、現行のオペレーターでは労働過重であり、その補充をどうしていくかが課題となっている。また、「営業利益」を拡大するために、水稲、大豆の不耕起直播栽培、特産野菜の栽培のほか、女性部を通じて、味噌や豆腐の加工施設を整備して、地産地消に取り組む方向で努力がなされているのである<sup>(11)</sup>。もちろん、「アグリ堀坂」は営農だけでなく、「スローライフキャンペーン」など各種催しもおこないながら、集落内の農業者等が集まる機会を通じて交流を深めると同時に、住民全体にも良い印象を持ってもらえるような取り組みもな

され始めている。こうして、「アグリ堀坂」は、地域の振興にも一役かっているのである<sup>(12)</sup>。

## V おわりに

以上、岡山県の集落営農組織化（法人化）の動きを、「三輪地区営農推進組合」と農事組合法人「アグリ堀坂」の事例に即して見てみた。同じ岡山県内でも、一方は平野部、他方は中山間地域と条件は異なるのであるが、しかし両事例に共通する事項を指摘することもできる。最後に、この点を明示してみたい。

まず第一に、「三輪地区営農推進組合」の場合には倉敷市に、「アグリ堀坂」の場合には津山市に隣接して就業機会が多くあり、これまでは兼業収入に水稲作収入を加えた比較的所得の高い地域であった。逆にいえば、兼業収入に依存し、個々の経営規模では生計を立てていくだけの農業経営が展開できない地域であったわけである。その地域において、農業従事者の減少や高齢化、耕作放棄地の発生など地域農業の維持が危ぶまれる状況が出現しつつある。こうしたなかで、農地管理のコストを引き下げながら、その維持・発展を担う主体として集落営農の組織化（法人化）がおこなわれ始めているわけである。そして、そこでの業務の中心は作業受託ではなくて、利用権設定という形態で集落農家の経営を引き受けているわけである。したがって、ここには地域における農地流動化が作業受託から賃貸借の段階に移行しつつあり、その移行に見合った対応であることが見て取れる<sup>(13)</sup>。第二に、広島県の場合は、畦畔管理を地権者がおこなった場合には、地代に畦畔管理料が上乘せさせられる点で、地権者の畦畔管理労働が最初から前提されているが、岡山県の場合は、畦畔管理も法人がおこなっているのである。この点では、機械作業と管理作業の分業関係が確立していないのである。その意味で、賃貸借段階に明確に移行しつつあると表現することができるわけである。

第三に、しかしながら、その法人の役員、オペレーターの賃金は高地代のなかで抑えられて、十分な所得保障とはなっていない。もちろん、賃金

の改定などはおこなわれているが、それでも十分な額には至ってはいないのである。ここには、集落、すなわち「ムラ」を基礎とした生産組織化という特徴を見ることができる。もちろん、生産の共同体としての「ムラ」の側面は徐々に弱化してきているが、定住条件を補償し合う生活共同体としての側面は依然として強いわけである。したがって、純然たる金銭関係が貫徹しにくいという側面があるわけである。

第四に、それでも、法人化することにより、集落の誰かが農地を管理するという条件は確立することができている。主に定年退職者が役員を担うという形が多いが、その形を通じて農地が管理され、耕作放棄地の発生も抑えられているわけである。その意味で、地域農業の確たる主体として位置づけられるわけである。もちろん、こうした法人が今後展開していくうえで、経営としての安定ということも前提である。とくに米価の低下のなかで、水稲作経営だけに頼ることには限界があるであろう。「アグリ堀坂」の場合のように、野菜作や加工部門の整備など、総じて経営多角化をどのように取り入れていくかが課題となると思われる。後継者の安定確保という問題とともに、この課題への接近が必要であると思われる<sup>(14)</sup>。

## 注

- (1) 農林水産省『集落営農実態調査報告書』農林水産省、2011年、5頁。
- (2) 楠本雅弘『進化する集落営農』農山漁村文化協会、2010年、49-50頁。
- (3) 国の農業政策の展開過程における集落営農問題の位置づけについては、梅本雅「集落営農政策の展開と評価」『農業と経済』第75巻第12号、2009年を参照されたい。
- (4) 東日本の典型的な水稲単作地帯である山形県庄内地域について、集落営農組織化の動向を検討したことがある。参照されたい。秋葉節夫「庄内地域における集落営農組織化の動向」広島大学大学院紀要『社会文化論集』第12号、2012年、1-18頁。
- (5) 岡山県「集落営農の組織化・法人化に向けた施策」

岡山県農産課資料、2011年、1-3頁。

- (6) 現組合長からの聞き取りによる。2011年8月。
- (7) 現組合長からの聞き取りによる。2011年8月。なお、平野部における集落営農組織化の事例については、岐阜県を対象とした調査研究がある。荒井聡・今井健・小池恒男・竹谷裕之編『集落営農の再編と水田農業の担い手』筑波書房、2011年。
- (8) 現組合長からの聞き取りによる。2011年8月。
- (9) 現組合長からの聞き取りによる。2011年8月。
- (10) 農事組合法人アグリ堀坂『地域と共に歩むアグリ堀坂』2011年、1-6頁。
- (11) 現組合長からの聞き取りによる。2011年8月。なお、中山間地域における集落営農の機能については、谷口憲治『中山間地域農村経営論』農林統計協会、2007年、がある。
- (12) 田代洋一は、「そこには地域（むら、村）への配慮があり、個々の農家では支えきれなくなった地域農業を担い維持するという社会的ニーズへの対応がある」としたうえで、そうした集落営農を「社会的企業」と位置づけている（田代洋一『シリーズ地域の再生5 地域農業の担い手群像』農山漁村文化協会、2012年、299-300頁）。今日の集落営農の位置づけを考えるうえで参考になる。
- (13) この点の指摘としては、田代洋一『集落営農と農業生産法人—農の共同を紡ぐ—』筑波書房、2006年、102-103頁、がある。
- (14) 集落営農の今後の課題として、「営農組織」の連携と再編を指摘したものとして、森本秀樹「進む営農組織の連携と再編」『農業と経済』第78巻第5号、2012年、がある。その他の論考も含め、集落営農に期待が集まる現在、「第二ステージ」としての課題が考えられる必要がある。

## 文 献

- 秋葉節夫「庄内地域における集落営農組織化の動向」  
 広島大学大学院紀要『社会文化論集』広島大学大学院総合科学研究科、2012年。  
 荒井聡・今井健・小池恒男・竹谷裕之編『集落営農の再編と水田農業の担い手』筑波書房、2011年。

梅本雅「集落営農政策の展開と評価」『農業と経済』  
第75巻第12号、2009年。

岡山県「集落営農の組織化・法人化に向けた施策」岡  
山県農産課、2011年。

楠木雅弘『進化する集落営農』農山漁村文化協会、  
2010年。

田代洋一『集落営農と農業生産法人―農の協同を紡ぐ  
―』筑波書房、2006年。

田代洋一『シリーズ地域の再生5 地域農業の担い手

群像』農山漁村文化協会、2012年。

谷口憲治『中山間地域農村経営論』農林統計協会、  
2007年。

農事組合法人アグリ堀坂『地域と共に歩むアグリ堀坂』  
2011年。

農林水産省『集落営農実態調査報告書』農林水産省、  
2011年。

森本秀樹「進む集落営農組織の連携と再編」『農業と  
経済』第78巻第5号、2012年。